

📅 10月26日 熊本県市町村自治会館

高額障害福祉サービス等給付費等事務担当者説明会

新高額及び既存高額

平成30年10月26日（金）に熊本県市町村自治会館で市町村事務担当者を対象とした、「高額障害福祉サービス等給付費等事務担当者説明会」を開催した。

平成30年4月から「介護保険サービスに係る利用者負担の軽減」を目的に、高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大（新高額障害福祉サービス等給付費（以下、「新高額」という。））が行われた。これに伴い、平成30年11月から障害者審査支払等システムにおいても支給拡大への対応が行われた。

このことから、本会が行う新高額の支給処理の内容及び既存の高額障害福祉サービス等給付費（以下、「既存高額」という。）の内容について説明した。

はじめに、高額障害福祉サービス等給付費の概要として、次の5つについて説明した。

- 新高額の対象者となるための要件
- 新高額の対象となるサービス
- 生活保護制度における介護扶助との併給調整
- 年間高額介護（予防）サービス費
- 高額医療合算介護サービス費との併給調整

次に、新高額及び既存高額の支給処理の流れ（業務フロー）について、次の具体的内容をスケジュールに沿って説明した。

- ① 高額障害福祉サービス等給付費の処理を始める前に、各市町村の委託情報の登録を行う必要があること。
- ② 本会で支給処理を行うにあたり、「受給者異動連絡票情報」「高額障害福祉サービス費世帯等異動連絡票情報」などの交換情報の登録が必要となること。
- ③ 本会で新高額及び既存高額の支給額計算を行った際に「勧奨通知関連情報」又は「支給決定関連情報」等が作成されること。

最後に、障害者審査支払等システムで新高額、既存高額又は併給調整に係る支給額を求める際の計算方法を具体的な事例を用いて説明するとともに、計算をする際の問題点についても説明を行った。